

2014年度 専門調査委員会 報告

職務発明創造に関する地方性法規の調査



2014年11月24日
中国IPG 専門調査委員会

委員会メンバー

	氏名(敬称略)	企業名
委員長	小林 利彦	エプソン(中国)有限公司
委員	斉藤 秀俊	日立(中国)有限公司
委員	草野 明彦	コニカミノルタ(中国)投資有限公司
委員	柳田 俊一	東レ繊維研究所(中国)有限公司
委員	何 珊妹	パナソニックチャイナES社
委員	梅 青	パナソニックチャイナ有限公司
委員	遠藤 誠	BLJ法律事務所
委員	小野寺 良文	森・濱田・松本法律事務所
委員	分部 悠介	IP FORWARD法律特許事務所
委員	夏 宇	上海金天知的財産代理事務所
事務局	亀ヶ谷 明久	日本貿易振興機構北京事務所
事務局	小林 正和	日本貿易振興機構北京事務所
事務局	王 瑩	日本貿易振興機構北京事務所

1. 現状認識と課題

中国における職務発明創造の取り扱いについては、既に専利法及び専利法実施細則において規定されているが、さらに職務発明者の保護を図ることを目的として、専利法等における規定を超えて職務発明者を保護する職務発明条例の制定が進められているところである(現在までに、「職務発明条例草案(送審稿)」についての公開意見募集がなされている)。

他方、省・市等の地方性法規においても、従前から「専利保護条例」や「専利保護及び促進条例」において職務発明創造の保護が規定されているが、あくまで法律・法規に定められた範囲内とされているものであった。

しかしながら、2013年9月27日に改正され、2014年3月1日から施行された「北京市専利保護及び促進条例」の第39条においては、「専利の実施、譲渡、許諾に実質的に貢献した専利管理者、技術移転関係者」に対しても奨励・報酬の給付を義務付けることや、約定優先とされているが、奨励・報酬額について、専利譲渡等による純収入の20%を下回らないとすることなど、既存の法律・法規を超える規定が設けられている。

上記のとおり、職務発明者の保護強化が進められようとしている中で、現在のところ、その他の省・市等の地方性法規における職務発明創造の取り扱いや規定の適用基準(当該省・市においてなされた発明に限定されるのか等)、その他問題となる点の有無、さらに当該法規の改正動向等について十分には把握できていない。

2. 調査目的

職務発明創造に関する地方性法規について、前記のとおり十分には把握できていないことから、日系企業が進出し、発明創造がなされる地域等の関係する地域を選定した上で、当該法規の適用条件、具体的な運用、その他の問題点及び改正動向について把握することを本調査の目的とする。

3. 調査対象

- ① 北京市
- ② 上海市
- ③ 天津市
- ④ 広東省、広州市、深セン市、中山市、佛山市
- ⑤ 江蘇省、南京市、蘇州市、無錫市
- ⑥ 浙江省、杭州市
- ⑦ 福建省、福州市、アモイ市
- ⑧ 安徽省、合肥市
- ⑨ 遼寧省、大連市

4. 調査方法

- 省または市の知識産権局への直接問い合わせ(実施期間:
2014/8/26-2014/09/09)
- 北京市天達律師事務所及び北京集佳知識産権代理有限公司と疑問点について議論(実施日:2014/10/09)

<p>専利法 16条</p>	<p>特許権を付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し「奨励」を与える。 発明創造が実施された後は、その普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な「報酬」を与える。</p>
<p>実施細則 76条</p>	<p>専利法第十六条に規定する「奨励」、「報酬」の方式と金額について、発明者又は考案者と約定するか、規定制度の中で定めることができる。</p>
<p>実施細則 77条</p>	<p>約定もしくは規定制度が無い場合、公告日から3ヶ月以内に、次ページの表に記した基準に従い、発明者に「奨励」を与える。</p>
<p>実施細則 78条</p>	<p>約定もしくは規定制度が無い場合、自己実施もしくは実施許諾した場合は、次ページの表に記した基準に従い、発明者に「報酬」を与える。</p>

実施細則の規定	発明	実用新案	意匠
77条1項 奨励 専利付与	3,000元/件 以上	1,000元/件 以上	1,000元/件 以上
78条前段 報酬 自己実施	毎年、営業利益 の2%以上 (一括払いも可)	毎年、営業利益 の2%以上 (一括払いも可)	毎年、営業利益 の0.2%以上 (一括払いも可)
78条後段 報酬 実施許諾	許諾料の 10%以上	許諾料の 10%以上	許諾料の 10%以上

- 約定優先：
 - 約定優先規定は存在するか？
 - 約定(従業員との個別契約)だけでなく、規定制度(社内規定)の中で定めることも認められているか？
- 報奨を受け取れる者：
 - 職務発明者以外への支払い義務はあるか？
- 報奨対象となる行為：
 - 実施細則で規定された①～③以外の対象行為はあるか？
 - ① 専利権の付与
 - ② 専利権の自己実施
 - ③ 専利権の実施許諾
- 金額：
 - 実施細則で規定された金額を超える規定はあるか？

各地方性法規 チェックポイントまとめ

	約定優先	報奨対象者	報奨対象行為	金額
北京市	①	②	②	②
上海市	②	①	②	①
天津市	②	①	②	②
広東省	大学、科学技術研究開発機構だけが対象で、関係なし			
広州市	①	①	①	①
	国家、省、市のレベルでの専利金賞或いは優秀賞を取得した場合は、別規定あり。注意が必要。			
深セン市	大学、科学研究機構だけが対象で、関係なし			
中山市	/			
佛山市	補助金の申請規定なので、関係なし			

I. 約定優先

①約定と規定制度のいずれでも良い、②約定の文言のみ、③約定優先規定なし

II. 報奨対象者

①職務発明者以外への規定なし、②職務発明者以外への規定あり

III. 報奨対象行為

①実施細則を超えない、②譲渡が対象、③譲渡以外に実施細則を越える対象行為がある

IV. 金額

①実施細則を超えない(金額の定めが無いものを含む)、②実施細則を超える

各地方性法規 チェックポイントまとめ

	約定優先	報奨対象者	報奨対象行為	金額
江蘇省	②	①	②	②
南京市	②	①	②	①
蘇州市				
無錫市				
浙江省	第8条の規定はエンジニア、経済師などの中国固有の技術資格を取得する際に利用できる評価項目に関するもの。			
杭州市	不実施の場合の規定有り。約定しなければ問題は発生しないので、約定しないに限る。			

I. 約定優先

① 約定と規定制度のいずれでも良い、② 約定の文言のみ、③ 約定優先規定なし

II. 報奨対象者

① 職務発明者以外への規定なし、② 職務発明者以外への規定あり

III. 報奨対象行為

① 実施細則を超えない、② 譲渡が対象、③ 譲渡以外に実施細則を越える対象行為がある

IV. 金額

① 実施細則を超えない(金額の定めが無いものを含む)、② 実施細則を超える

各地方性法規 チェックポイントまとめ

	約定優先	報奨対象者	報奨対象行為	金額
福建省	②	①	②	①
ハイレベル人材及び青年専門人材の導入に関する特殊な規定が有る。				
福州市				
アモイ市	報奨金額や罰則を定めた規定が無く、実施細則と矛盾する部分も無い。問題なし。			
安徽省	③	②	②	②
合肥市				
遼寧省	①	①	②	②
大連市				

I. 約定優先

①約定と規定制度のいずれでも良い、②約定の文言のみ、③約定優先規定なし

II. 報奨対象者

①職務発明者以外への規定なし、②職務発明者以外への規定あり

III. 報奨対象行為

①実施細則を超えない、②譲渡が対象、③譲渡以外に実施細則を越える対象行為がある

IV. 金額

①実施細則を超えない(金額の定めが無いものを含む)、②実施細則を超える

2005年5月20日制定、2013年9月27日改正・2014年3月1日施行

第三十九条 被授予专利权的单位应当按照规定和约定给予职务发明创造的发明人、设计人以及对专利的实施、转让、许可做出实质贡献的专利管理、技术转移人员奖金和报酬。奖金和报酬可以现金、股权收益或者当事人约定的其他形式给付。给付的数额、时间和方式等，由当事人依法约定。没有约定数额的，可以按照下列比例确定：（一）单位转让、许可他人实施的，不低于转让费、许可使用费净收入的20%；（二）以专利权入股的，不低于股份或者股权收益的20%。

第39条 專利権を付与された単位は、規定や約定に基づいて、職務発明創造の発明者、考案者及び**專利の実施、讓渡、許諾に實質的に貢献した專利管理者、技術移転関係者**に奨励と報酬を支給しなければならない。奨励と報酬は、現金、持分収益又は当事者が約定したその他の方式により支給することができる。給付金額、時期及び方式等は、当事者が法に基づいて約定するものとする。**金額について約定がない場合**、次に掲げる比率に基づいて決定することができる。(1)組織が專利を**讓渡**し、他人に実施を許諾する場合、讓渡料、実施許諾料による**純収入の20%を下回らないこと**。(2)專利権で資本金の一部を出資する場合、株式又は持分収益の20%を下回らないこと。

上海市專利保護條例

2001年12月28日制定·2002年7月1日施行

第十条 职务发明创造申请专利的权利属于本单位；申请被批准后，该单位为专利权人。

被授予专利权的单位应当依照法律、法规的规定，对职务发明创造的发明人或者设计人，给予奖励；自行实施专利或者许可他人实施专利的，应当依照法律、法规的规定，给予职务发明创造的发明人或者设计人报酬；转让专利权的，应当参照许可他人实施专利的规定，给予职务发明创造的发明人或者设计人报酬。

奖励或者报酬可以现金、股份、股权收益或者当事人约定的其他形式给付，给付的数量、时间和方式，由当事人约定。奖励或者报酬不得低于法律、法规规定的最低标准。

第10条 職務發明創造の專利出願の権利は当該單位に帰属し、出願が認可された後、当該單位を專利権者とする。專利権を付与された單位は、法律、法規の規定に基づき、職務發明創造の發明者又は考案者に奨励を与えなければならない。專利を自ら実施し又は專利の実施許諾をした場合には、法律、法規の規定に基づき、職務發明創造の發明者、考案者に報酬を支給しなければならない。專利権を譲渡した場合には、他人に專利の実施許諾をした場合の規定を参照し、職務發明創造の發明者、考案者に報酬を支給しなければならない。奨励又は報酬は現金、株式、持分収益又は当事者の約定に基づくその他の方法により給付することができる。給付する数量、日時及び方法等については、当事者が約定するものとする。奨励及び報酬は法律、法規規定の最低基準を下回ってはならない。

上海市高级人民法院職務発明創造発明者又は考案者奨励、 報酬紛争審理の手引



2013年6月25日公表

第四条【约定的内容】 根据专利法实施细则的规定，被授予专利权的单位可与职务发明创造发明人、设计人就职务发明创造奖励与报酬的方式和数额进行约定。可以约定的不限于奖励、报酬的数额，也包括奖励、报酬的方式。

第六条【约定内容合理性审查】 通常情况下，企业根据自身性质，如行业研发特性、专利申请目的、专利实施特性等因素对职务发明奖励与报酬标准进行的约定应推定是合理的。如果约定的奖励与报酬数额极低，显属于不合理的，应当依据案件的具体情况确定合理的奖励与报酬。

第八条【法定奖励的确定】 根据《专利法实施细则》第七十七条的规定，被授予专利权的单位未与发明人、设计人约定也未在其依法制定的规章制度中规定专利法第十六条规定的奖励的方式和数额的，应当自专利权公告之日起3个月内发给发明人或者设计人奖金。一项发明专利的奖金最低不少于3000元；一项实用新型专利或者外观设计专利的奖金最低不少于1000元。发明人、设计人主张的奖金多于3000元或者1000元的，多余部分不予支持。

第九条【法定报酬的确定】 根据专利法实施细则第七十八条的规定，单位自己实施专利时，一项发明专利或者实用新型专利的报酬为不低于实施相应专利的营业利润的2%，一项外观设计专利的报酬为不低于实施相应专利的营业利润的0.2%；许可他人实施专利时，一项专利的报酬为不低于收取的使用费中提取10%。发明人、设计人主张的报酬分成比例高于前述最低分成比例的，高出部分不予支持。

第十一条【委托开发】 职务发明创造发明人、设计人请求支付职务发明创造奖励与报酬的前提条件是发明人、设计人是专利权所属单位的职工。

上海市高級人民法院職務発明創造発明者又は考案者奨励、報酬紛争審理の手引



2013年6月25日公表

第四条【約定の内容】専利法実施細則の規定に基づき、専利権を授与された単位は職務発明創造の発明者、考案者と職務発明創造の奨励と報酬の方式と金額について**約定することができる**。約定することができるのは奨励、報酬の金額に限らず、奨励、報酬の方式も含む。

第六条【約定内容の合理性審査】通常の場合、企業が自身の性質、例えば業種の研究開発の特性、専利出願の目的、専利実施の特性等の要素に基づき職務発明の奨励と報酬の基準について行った約定は、合理的であると推定しなければならない。**約定した奨励と報酬の額が極めて低く、明らかに合理的でない場合は、事件の具体的状況に基づき合理的な奨励と報酬を確定しなければならない。**

第八条【法定奨励の確定】『専利法実施細則』第77条の規定によると、専利権を授与された単位が発明者、考案者と**約定しておらず、専利法第16条に定める奨励の方式及び金額を、法により定めた規則制度においても規定していない場合は、**専利権公告の日から3か月以内に発明者又は考案者に奨励金を支給しなければならない。発明特許1件当たりの奨励金は最低3000元を下回らず、実用新案又は意匠権1件当たりの奨励金は最低1000元を下回ってはいけない。発明者、考案者が主張する奨励金が3000元又は1000元を上回る場合、超過部分については支持されない。

第九条【法定報酬の確定】専利法実施細則第78条の規定によると、単位が自ら専利を実施するとき、発明特許又は実用新案1件当たりの報酬は、相応の専利を実施する際の営業利益の2%を下回らず、意匠権1件当たりの報酬は相応の専利を実施する際の営業利益の0.2%を下回らない。また他者に専利実施を許諾するときは、専利1件当たりの報酬は受け取る使用料の10%を下回らない。発明者、考案者が主張する報酬の分配比率が上記の最低分配比率を上回る場合、超過した部分については支持されない。

第十一条【委託開発】職務発明創造の発明者、考案者が職務発明創造の奨励と報酬の支払いを請求する前提条件は、**発明者、考案者が専利権所属単位の従業員である**ということである。

天津市專利促進と保護条例

2011年1月6日制定、2011年4月1日施行

第十四条 被授予专利权的单位应当对职务发明创造的发明人或者设计人给予奖励。发明创造专利实施后，根据其推广应用的范围和取得的经济效益，对发明人或者设计人给予合理报酬。奖励或者报酬给付的方式和数量，当事人有约定的，从其约定。没有约定的，应当按照下列规定执行：

- (一) 自专利权公告之日起三个月内发给发明人或者设计人奖金，所发奖金不得低于法律、法规规定的最低标准。
- (二) 专利实施取得经济效益后，应当在专利权有效期内每年从实施该项发明专利或者实用新型专利的营业利润中提取不低于百分之五或者从实施该外观设计专利的营业利润中提取不低于百分之一，作为报酬支付发明人或者设计人，或者参照上述比例，发给发明人或者设计人一次性报酬。
- (三) 专利技术转让或者许可他人实施的，应在获得转让、许可收益后三个月内从收取的转让费、使用费用中提取不低于百分之三十的比例，作为报酬付给发明人或者设计人。

奖金和报酬可以现金、股份、股权收益或者当事人约定的其他形式给付。

第十四条 専利権を付与された単位は職務発明創造の発明者、創作者に奨励を与えなければならない。発明創造専利実施後は、該応用の促進範囲と得た経済利益に基づいて、職務発明創造の発明者及び創作者に合理的な報酬を給付しなければならない。奨励又は報酬の付与する方式、数量は**当事者との約定がある場合は、その約定に従う。約定がない場合は、以下の規定に基づいて執行すべき：**

- (一) 専利権公告日より起算して3ヶ月以内に、発明者又は創作者に奨励金を支給し、その奨励金は、法律、法規規定の最低標準を下回ってはならない。
- (二) 専利が実施され経済効果を得た後、専利権の有効期間内に、**毎年当該の発明専利又は実用新案専利の実施により得られる営業利益について、5%を下回らない金額を、又は当該意匠の実施により得られる営業利益については1%を下回らない金額を、報酬として発明者又は創造者に支給するものとする。又は上記の比例を参照し、発明者又は創造者に一括報酬を支給するものとする。**
- (三) 専利技術を**譲渡する**又は他人に実施を許諾する場合に、譲渡、許諾の収益を獲得した後3ヶ月以内に譲渡料、使用料より30%を下回らない比例を取り出し、報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない。

奨励金と報酬は現金、株式、持分収益又は当事者との約定に基づく他の形式で支給することができる。

広東省自主创新促進条例

2011年11月30日制定、2012年3月1日施行

第三十条 高等学校、科学技术研究开发机构将其职务创新成果转让给他人，应当从技术转让所得的净收入中提取不低于百分之三十的比例，奖励完成该项创新成果及其转化做出重要贡献的人员。

高等学校、科学技术研究开发机构采用技术作价入股方式实施转化的，应当从职务创新成果作价所得股份中提取不低于百分之三十的份额，奖励完成该项创新成果及其转化做出重要贡献的人员。

高等学校、科学技术研究开发机构可以与完成该项创新成果及其转化做出重要贡献的人员约定高于前两款规定比例的奖励。

第三十条 大学、科学技術研究開発機構は職務創造成果を他人に譲渡する場合、譲渡による純収入の30%を下回らない金額を取り出し、該創造成果及びその製品化に重大な貢献をした人員に奨励する。

大学、科学技術研究開発機構は技術で資本金の一部を出資する場合、株式の30%を下回らない部分を取り出し、該創造成果及びその製品化に重大な貢献をした人員に奨励する。

大学、科学技術研究開発機構は、該創造成果及びその製品化に重大な貢献をした人員と、前二項に規定された比率より高い奨励金を約定することができる。

広州市專利奨励弁法

2010年8月24日制定、2010年11月1日**試行**

第八条 获得国家、省、市专利金奖或者优秀奖的项目单位，应当将市人民政府奖励的奖金按照不少于30%的比例奖励获奖项目专利发明人或者设计人，按照不少于20%的比例奖励对该专利项目实施做出实质性贡献的部门和个人。

第八条 国家、省、市のレベルでの專利金賞或いは優秀賞を取得した単位は、市人民政府に奨励された獎金の30%を下回らない金額を発明者又は考案者に、獎金の20%を下回らない金額を当該專利の実施に實質的に貢献をした部門と人員に、奨励する。

広州市專利管理条例

2001年6月6日制定、2001年11月1日施行

第十四条 被授予专利权的单位，在专利权的有效期限内，应当按照国家规定给予发明人或者设计人奖金、报酬。

第十四条 專利權を付与された単位は專利權の有効期限内に、**国家の規定に従って**、発明者又は考案者に奨励と報酬を給付しなければならない。

深セン経済特区技術転移条例

2013年2月25日制定、2013年6月1日施行

第二十六条 高等院校、科研机构将利用财政性资金形成的技术成果转让或者许可他人使用的，应当从所得净收入中提取不低于百分之三十的比例，用于一次性奖励完成该项技术成果以及对技术成果运用做出重要贡献的人员。

第二十七条 高等院校、科研机构将利用财政性资金形成的技术成果入股公司的，应当从技术成果作价所得股份中提取不低于百分之三十的比例，用于奖励完成该项技术成果以及对技术成果运用做出重要贡献的人员。

第二十八条 高等院校、科研机构利用财政性资金形成的技术成果投产产生效益的，应当连续十年从实施技术成果新增留利中提取不低于百分之三十的比例，用于奖励完成该项技术成果以及对技术成果运用做出重要贡献的人员。

第二十九条 高等院校、科研机构应当与技术成果完成人以及对技术成果运用做出重要贡献的人员按照本条例规定约定具体的奖励比例。

第二十六条 大学、科学研究機構は、財政資金を利用してでき上がった技術成果を、他人に譲渡或いは許諾する場合、純収入の30%を下回らない金額を、当該技術成果の完成及びその活用に重大な貢献をした人員に一括で奨励する。

第二十七条 大学、科学研究機構は、財政資金を利用してでき上がった技術成果で資本金の一部を出資する場合、当該技術成果の価値を評価し得られた株式の30%を下回らない部分を、当該技術成果及びその運用に重大な貢献をした人員に奨励する。

第二十八条 大学、科学研究機構は、財政資金を利用してでき上がった技術成果で生産を始め、利益をもたらす場合、十年間連続して、新たに増加する留保利益の30%を下回らない金額を、当該技術成果及びその活用に重大な貢献をした人員に奨励する。

第二十九条 大学、科学研究機構は、技術成果完成人及びその活用に重大な貢献をした人員と、本条例の規定に従って、具体的な奨励比率を約束しなければならない。

- 条例等は無し。

佛山市專利資助弁法補充規定

2014年7月31日制定、2014年8月5日施行

第一條 申請發明專利資助應符合下列條件：（一）第一專利權人為在佛山市行政區域內注冊的獨立法人單位、社會團體，或佛山市常住人口。專利的申請地和授權地均在佛山市。（二）與（三）是關於專利代理機構的資助內容，此處省略。（四）申請資助的發明專利必須有效，並且是電子申請的。資助上年度已發生的專利申請或授權。（五）申請資助的發明專利應當具有市場應用的前景，符合佛山市的產業發展規劃與導向。（六）獲得資助單位或個人應將不少於70%的資助金額獎勵給相關的發明人和專利工作者。

第二條 同一單位中國發明專利申請超過30件的，每件資助1000元；超過50件的，每件資助1200元；超過100件，每件資助1500元；超過200件，每件資助2000元。申請量的確認以取得發明專利實審通知書為準。

第三條 獲得中國發明專利授權後，每件給予專利權人5000元資助。同一單位中國發明專利授權超過20件的，每件資助6000元；超過50件的，每件資助8000元。

第五條 按照《專利合作條約》提出的PCT專利國際申請，按每件5000元給予資助。獲得美國、日本、歐盟國家授權的發明專利，每件資助5萬元；獲得其他國家及地區授權的發明專利，每件資助3萬元。同一項發明專利被多個國家或地區授予專利權的，最多資助兩個國家或地區。

第一條 發明專利補助金を申請する場合、以下の条件を満たさなければならない：（一）第一專利權者は佛山市行政區域内に登録された獨立法人單位、社會團體、又は佛山市常住者である。專利の出願地と授權地は共に佛山市である。（二）と（三）は專利代理機構に関する内容である。翻譯は省略いたします。（四）補助を申請する發明專利は有効で、且つ電子出願である。上年度に発生された專利出願又は授權に対して援助する。（五）援助される發明專利は市場で応用できる見通しを有して、佛山市の産業發展計画と方向性に合致しなければならない。（六）補助金を取得した單位或は個人は、補助金の70%を下回らない金額を関連發明者と專利關係の従業員に奨励する。

第二條 同一單位からの中國發明專利出願件数が、30件超の場合は1000元/件；50件超の場合は1200元/件；100件超の場合は1500元/件；200件超の場合は2000元/件の補助金を提供する。出願件数は實體審査通知書の取得を基準にして確認する。

第三條 中國發明專利權を取得した後、權利人に5000元/件の補助金を提供する。同一單位による中國發明專利授權件数が、20件超の場合は6000元/件；50件超の場合は8000元/件の補助金を提供する。

第五條 PCT出願の場合、5000元/項の補助金を提供する。アメリカ、日本、欧州連合の國家で特許授權された場合、5萬元/項の補助金；他の國家（地區）で特許授權された場合、3萬元/項の補助金を提供する。同じ發明は多數の國家（地區）で特許授權された場合、最大2つの國家（地區）まで補助する。

江蘇省專利促進條例

2009年5月20日制定、2009年10月1日施行

第十九条 被授予专利权的单位转让专利权的，发明人或者设计人在同等条件下有优先受让的权利。对职务发明创造的发明人或者设计人的奖励、报酬，单位与其有约定的，从其约定；没有约定的，按照下列规定执行：（一）专利实施取得经济效益后，应当在专利权有效期内，每年从实施该发明专利或者实用新型专利的税后利润中提取不低于百分之五或者从实施该外观设计专利的税后利润中提取不低于千分之五的比例，作为报酬支付给发明人或者设计人，也可以参照上述比例，一次性支付报酬；（二）许可他人实施专利的，应当在取得专利许可使用费后三个月内从纳税后的专利许可使用费中提取不低于百分之二十的比例，作为报酬支付给发明人或者设计人；（三）专利权转让的，应当在取得专利权转让费后三个月内从纳税后的专利权转让费中提取不低于百分之二十的比例，作为报酬支付给发明人或者设计人；（四）采用股份形式以专利技术入股实施转化的，发明人、设计人可以获得不低于该专利技术入股时作价金额百分之二十的股份或者报酬。

第19条 專利權が付与された単位が**專利權を譲渡する**とき、発明者又は考案者は同等の条件で優先的に譲り受ける権利を有する。**職務発明の発明者又は考案者の奨励・報酬については、単位と約定がある場合、約定に従う。約定が無い場合、下記の規定に従う。**（一）**專利の実施**により経済的利潤を得た後、專利權の有効期間内において、毎年、発明專利又は実用新案專利の実施については、税引後の利潤から5%を下回らない金額を、意匠專利の実施については税引後の利潤から0.5%を下らない金額を発明者又は考案者に報酬として支払わなければならない。上記の比率を参照して一括で報酬を支払うこともできる。（二）**他人に專利の実施を許諾した場合**に、使用料を得てから3ヶ月以内に、納税後の金額から20%を下回らない金額を発明者又は考案者に報酬として支払わなければならない。（三）**專利權を譲渡した場合**は、譲渡の対価を得てから3か月以内に、納税後の金額から20%を下回らない金額を発明者又は考案者に報酬として支払わなければならない。（四）專利技術の価値を評価し出資する形で転化を実施する場合、発明者又は考案者は当該專利技術出資時の算定価格の20%を下回らない金額に相当する株式又は報酬を得ることができる。

南京市知的財産権促進及び保護条例

2011年8月19日制定、2011年11月1日施行

第二十四条 建立健全职务发明创造的发明人、设计人参与收益分配的机制。单位以职务发明创造取得的专利权，投资入股或者许可使用、转让取得收益的，发明人或者设计人可以分享收益。其收益分配比例由单位与发明人或者设计人依法约定。
以单位所有的其他知识产权投资入股或者许可使用、转让取得的收益，完成人可以参照前款规定分享

第24条 職務発明創造の発明者、考案者が収益分配に参加する健全な制度を確立する。単位は、職務発明創造で得た専利権によって、出資して株式を得るか又は実施許諾、譲渡により収益を得た場合、発明者又は考案者は収益をシェアすることができる。その収益分配比率は、単位及び発明者又は考案者が法に従い約定する。
単位が有するその他の知的財産権をもって出資し又は実施許可若しくは譲渡して収益を得た場合、完成者は、前項の規定を参照して収益をシェアすることができる。

蘇州市專利促進條例

2010年10月13日改正、2011年1月1日施行

- 職務発明への奨励・報酬に関する規定は無し。

- 条例等は無し。

浙江省專利保護條例



(1998年12月15日 浙江省第9期人民代表大會常務委員會 第9回會議採択、2005年9月30日
浙江省第10期人民代表大會常務委員會 第20回會議改正)

第五條 縣級以上人民政府設立專利專項資金，用於下列事項：

- (一) 為申請發明等專利提供經費補助；
- (二) 專利人才培訓；
- (三) 專利工作試點示範；
- (四) 促進專利技術實施和產業化；
- (五) 對有重大貢獻的發明人或者設計人給予獎勵；
- (六) 支持國外專利的取得和國際間專利交流與合作；
- (七) 其他事項。

第八條 發明創造的發明人、設計人獲得的專利，可以作為其相關專業技術資格評定等的成果業績項目。

第5條 縣級以上の人民政府は下記の事項に用いる專利専用資金を設ける。

- (1) 專利出願などのための經費補助
- (2) 專利人材の研修
- (3) 專利業務の試験的試み
- (4) 專利技術の實施と産業化推進
- (5) 顕著な貢獻をした發明者或いは考案者に対する獎勵
- (6) 外国專利取得と国際專利交流協力への支持
- (7) その他

第8條 發明創造の發明者、考案者が取得した專利は関連技術資格評価などの成果業績項目とすることができる。

(2005年7月29日杭州市第十屆人民代表大會常務委員會第二十五次會議採
摺、2005年11月18日浙江省第十屆人民代表大會常務委員會第二十一
次會議認可)

第十一條 職務發明創造被授予專利權後，發明專利滿二年、實用新型專利和外觀設計專利滿一年未實施的，發明人或者設計人在不改變專利權屬的前提下，可以與單位約定自行實施。
單位轉讓專利權的，發明人或者設計人在同等條件下有優先受讓的權利。

第11條 職務發明創造が專利權付与後、發明專利が満2年、實用新案と意匠が満1年を経過しても実施されない場合、發明者または考案者が專利權の所屬を変更させない前提のもと、自らの実施を單位と約定することができる。

單位が專利權を讓渡する場合、發明者又は考案者が同等の条件により優先的に譲り受ける權利を有するものとする。

福建省專利促進及び保護條例

2013年11月29日公布、2014年1月1日施行

第十八条 被授予专利权的单位应当依照法律、法规的规定给予职务发明创造的发明人、设计人奖金。转让专利权的，应当给予职务发明创造的发明人、设计人报酬。奖金和报酬可以现金、股份、股权收益或者当事人约定的其他形式给付。给付的数量、时间和方式等，由当事人依法约定。

第18条 專利権を付与された単位は、**法律、法規の規定に従い**、職務発明創造の発明者、考案者に奨励金を支給しなければならない。**專利権を譲渡**する場合は、職務発明創造の発明者、考案者に報酬を支給しなければならない。奨励金及び報酬は、現金、株式、持分収益又は**当事者の約定する**その他の形式により給付することができる。給付の金額、時期及び方式等は、当事者が**法に従い約定する**。

中共福建省委、福建省人民政府关于引进高层次人才和青年专业人才的若干规定
中国共産党福建省委員会、福建省人民政府によるハイレベル人材及び青年専門人材の
導入に関する若干規定



2000年5月20日公布、2000年5月20日施行

第七条 引进到企业、事业单位的高层次人才和青年专业人才，工资待遇由用人单位与本人协商确定，可实行年薪制。可以专利、发明、专有技术等要素参与分配或技术转让，分配比例或转让费由受益单位和引进人才协商确定。（一）引进的高层次人才和青年专业人才运用其专利、技术、管理等知识为单位创造的经济效益，3年内按其新增税后留利的10—30%提成给予奖励。（二）引进人才科研成果成功投产后，受益单位3年至5年，从该科技成果的年净收入中，提取不低于10%的比例奖给引进人才。（三）对为我省高新技术企业做出突出贡献的科技人员实行重奖，允许企业按实际创造的效益（税后利润）提取3—10%作为奖励。引进人才携带的高新技术成果可作价入股，其技术成果价值占注册资金的比例可达35%，成果完成人和成果转化的主要实施者根据其实际贡献，可获得与之相当的股权收益。属于非职务发明的，所占比例不受限制；属于职务发明的，从项目实施起，成果完成人享有的该成果股权收益最高可达50%。成果转让时，成果完成人享有不低于20%的转让净收入；获奖人在取得股份、出资比例时，不缴纳个人所得税，取得按股份、出资比例分红或转让股权、出资比例所得时，相关政策按照中央和省政府有关文件执行。

第7条 企業、事業單位に誘致されたハイレベル人材及び青年専門人材は、賃金待遇について使用者と本人が協議により確定し、年俸制を実施することができる。専利、発明、ノウハウ等の要素を持って分配に参加する、或いは、技術譲渡することができ、分配比率もしくは譲渡料は、受益単位と誘致された人材が協議により確定する。(1)誘致されたハイレベル人材及び青年専門人材がその特許、技術、管理等の知識を活用して単位のために創造した経済的効果と収益については、3年以内は、その新規増加した税引後留保利益の10%から30%の割合を取り出して奨励を与える。(2)誘致された人材の科学研究成果が生産開始に成功した後、受益単位は、3年から5年の間、当該科学技術成果の年間純収入から、10%を下回らない割合を取り出して導入人材に奨励を与える。(3)本省のハイテク企業のために際立った貢献をした科学技術者に対して手厚い奨励を実施し、企業が実際に創造した収益(税引後利益)から3%から10%を取り出して奨励とすることを認める。誘致された人材が持つハイテク成果の価値を評価し出資することができる場合、その技術成果の価値が登録資金に占める割合は35%に達することができ、研究成果の完成者及び成果転化の主な実施者は、その実際の貢献度に基づき、それに相当する持分収益を得ることができる。非職務発明に該当する場合、占める割合は制限を受けない。職務発明に該当する場合、プロジェクト実施から、成果の完成者が享受する当該成果の持分収益は最高50%に達することができる。成果を譲渡する場合、成果の完成者は、譲渡による純収入の20%を下回らない金額を享受することができる。奨励を受ける者が株式、出資比率を取得した場合、個人所得税を納付しないものとし、株式、出資比率に応じて配当を受け、又は持分、出資比率の譲渡による所得があった場合、関連政策は、中央及び省政府の関連文書に従い執行する。

- 条例等は無し。

アモイ経済特区専利促進及び保護条例

2011年10月30日公布、2012年2月1日施行

第十一条 市人民政府对本经济特区被授予发明专利权的专利发明人予以奖励。

被授予专利权的单位应当对职务发明创造的发明人或者设计人给予奖励。发明创造专利实施后，根据其推广应用的范围和取得的经济效益，对发明人或者设计人给予合理报酬。

第11条 **市人民政府は**、本経済特区の発明特許権を付与された特許発明者に奨励を与えなければならない。

特許権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は考案者に奨励を与えなければならない。**発明創造特許の実施後**は、その普及と応用の範囲及びその経済的効果と収益に応じて、発明者又は考案者に合理的な報酬を支給する。

安徽省專利保護促進條例

2005年10月21日公布、2006年1月1日施行

第十七條 被授予專利權的單位應當依法給予職務發明創造的發明人、設計人獎金和報酬。轉讓專利權的，應當參照許可他人實施專利的規定，給予職務發明創造的發明人、設計人報酬。

第十七條 **專利權を付与された**単位は、**法律に従い**、職務發明創造の發明者又は考案者に奨励金及び報酬を支給しなければならない。**專利權を讓渡するとき**、他人に專利の實施を許諾する場合の規定を参照して、職務發明創造の發明者又は考案者に報酬を支給しなければならない。

安徽省促進科技成果轉化條例

2003年10月24日公布、2004年1月1日施行

第二十七條 科技成果完成單位轉化職務科技成果後，應當按照下列規定獎勵成果完成人和為成果轉化做出重要貢獻的人員：（一）以技術轉讓或者許可使用方式提供給他人實施轉化的，從轉讓或者許可使用所得淨收入中提取不低於20%的比例用於一次性獎勵，並在轉讓或者許可使用所得收入到帳之日起30日內兌現；（二）自行或者與他人合作實施轉化的，項目投產後，連續5年從年淨收入中提取不低於5%的比例用於獎勵，每年支付一次，或者參照此比例，給予一次性獎勵；以作價入股方式實施轉化的，也可以從作價金額中提取不低於20%的比例以股權形式給予獎勵。在研究開發和成果轉化中作出主要貢獻的人員所得獎勵份額不低於獎勵總額的50%。

第二十八條 職務科技成果轉讓的，成果完成人在同等條件下享有優先受讓權。

第二十七條 科學技術成果的完成單位が職務科技成果の轉化後、以下の規定に基づいて成果完成者、及び成果の轉化に重要な貢獻を果たした人員に対し、報酬を支給する。（一）技術の讓渡または使用許可の方式で、他人に轉化を実施させる場合、讓渡または使用料の純収益の中から20%を下回らない割合を取り出して、一括で獎勵し、且つ、讓渡や許可使用の費用が入金されてから30日以内に履行する（二）自らまたは他人と連携して轉化を実施する場合、生産開始後の5年間に、年間純利益の中から5%を下回らない割合を取り出し、毎年一回支払い、または、かかる割合を参考の上一括獎勵することもできる。価値を評価して出資する方式で轉化する場合、評価された価値の20%を下回らない割合を取り出して株式の形式で獎勵することができる。また、研究開発や成果の轉化に重要な貢獻を果たした人員に対する付与の割合は獎勵總額の50%以下としないようにする。

第二十八條 職務發明の成果を讓渡する時、成果完成人は同一條件で優先讓受權を有する。

安徽省鼓勵科技人員創新創業實施細則

2014年2月23日公布、**試行**

第五條 鼓勵高校、科研院所將職務發明成果轉化、轉讓等收益中單位留成部分，按至少60%、最多95%的比例劃歸參與研發的科技人員及其團隊。高校、科研院所職務發明成果1年內未實施轉化的，在成果所有權不變更的前提下，成果完成人或團隊擁有成果轉化處置權，轉化收益中單位留成部分，按至少70%、最多95%比例劃歸成果完成人或團隊。高校、科研院所科技人員創立的科技型企业，其知識產權等無形資產可按至少50%、最多70%比例折算為技術股份。

第五條 大學、研究所は、職務發明成果の轉化・讓渡等から得た利益中の單位留保利益の最低60%～最高95%を、研究發明に参加した科學技術人員及びそのチームに帰屬させる。大學、研究所の職務發明の成果が1年以内に轉化されない場合、成果の所有權が変更されない前提の下、成果完成者又は当該チームは、成果の轉化について處分權を有し、轉化利益中の單位留保利益の最低70%～最高95%を成果完成者、チームに帰屬させる。大學、研究所の科學技術人員が設立した科學技術系企業について、大學、研究所の科學技術人員が有する知的財産權等無形財産は、同企業の株式全体の最低50%～最高70%に相当する株式として換算できる。

- 条例等は無し。

遼寧省專利條例

2013年11月29日制定、2014年3月1日施行

第九條 被授予專利權的單位應當對職務發明創造的發明人或者設計人給予獎勵或者報酬。獎勵或者報酬給付的方式和金額，按照當事人約定或者依法制定的規章制度執行；無約定或者規定的，應當按照下列規定執行：（一）自專利權公告之日起三個月內發給發明人或者設計人獎金，所發獎金不得低於法律、法規規定的最低標準；（二）專利實施後，應當在專利權有效期內，每年從實施該項發明專利或者實用新型專利的營業利潤中，提取不低於百分之五，或者從實施該外觀設計專利的營業利潤中提取不低於百分之一的比例，作為報酬支付給發明人或者設計人，或者參照上述比例，發給發明人或者設計人一次性報酬；（三）專利技術轉讓或者許可他人實施的，應當在獲得轉讓、許可收益後三個月內，從收取的轉讓費、使用費中提取不低於百分之二十的比例，作為報酬支付給發明人或者設計人。獎金、報酬可以採用現金、股份、股權收益或者當事人約定的其他形式給付。

第9條 專利權を付与された単位は、職務發明創造の發明者または考案者に奨励または報酬を支給しなければならない。奨励または報酬の支給方式及び金額は、**当事者間の約定または法に従って制定した規則制度に基づいて実施する。約定または法に従って制定した規則制度がない場合は、次に掲げる規定に従って実施する。**（1）**專利權の公告日から三ヶ月以内に**發明者または考案者に支給し、支給する奨励金は法律法規に定めた最低基準に下回ってはならない。（2）**專利實施後**、毎年、專利權の有効期間内において、同發明專利または實用新案專利の實施により得られた營業利益の中から5%を下回らない金額、若しくは当該意匠專利の實施により得られた營業利益の中から1%を下回らない金額を、報酬として發明者または考案者に支給し、或いは、上述の比率を参照して、一括で發明者または考案者に報酬を与えなければならない。（3）專利技術が**讓渡された**、または**他人に實施を許諾された**場合、讓渡または許諾の収益を得た後の三ヶ月以内に、受取った讓渡料または實施料の中から20%を下回らない比率の金額を發明者または考案者に報酬として支給しなければならない。奨励金、報酬は現金、株、持分収益または当事者間の約定したその他の形式で支給することができる。

- 制定中

Q&Aにおける回答の前提条件:

ケースを単純化するため以下の場合に限るとする。

- 中国現地法人が当該中国現地法人名義で出願し専利権を取得した場合に、当該現地法人が従業員に対し職務発明に関する報奨金を支払う場合。

(注)開発委託契約等に基づいて、中国現地法人で生まれた発明を原始的に日本本社に帰属させることについての法律的議論は、以下の資料等を参照。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/syokumu_hatsumei/syokumu_hatsumei.pdf

本編 78頁

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/bgs2010/20100709.pdf

中国特許法制度Q&A 3頁

http://knpt.com/contents/china_hayawakari/2012.08.10.pdf

6頁

http://www.kuroda-law.gr.jp/pdf/china/ils_080.pdf

1-2頁

Q1. 専利法実施細則の施行は2010年2月1日である。

地方性法規で規定する内容に、専利法及び専利法実施細則で定めた規定との間に差異がある場合であって、当該地方性法規の施行が2010年2月1日より前の場合、当該地方性法規を遵守する必要があるか？

A1. 事象が発生した時点の全ての法律及び法規に従うのが原則であり、地方性法規が有効に存在する限り遵守する必要がある。ただし、後に成立した上位の法律または法規との間に齟齬がある場合は、その部分に限り遵守する必要は無い。

立法法64条：国家が制定した法律又は行政法規の効力が生じた後、地方性法規の法律又は行政法規に抵触する規定は無効となり、制定機関は遅滞なく改正又は廃止を行わなければならない。

立法法79条：法律＞行政法規＞地方性法規

立法法83条：同一の機関が制定した法律等については、

①特別規定＞一般規定、 ②新しい規定＞古い規定

Q2. 約定優先の原則に関して、専利法実施細則では、「発明者又は考案者と約定するか、若しくは、法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。」と記載され、**約定だけでなく、規定制度で定めることが認められている。**しかしながら、**地方性法規の中には、単に「約定」という文言のみが用いられ、「規定制度」に言及していないものがある。**この場合、地方性法規における「約定」の文言には、「規定制度」も含むとして解釈して良いか？

A2. 回答の前提として、**「約定」を従業員との個別契約、「規定制度」を社内規定とみなす。**

法体系全体に鑑みて、上位の行政法規(専利法実施細則)において「法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。」と規定されていることから、地方性法規の中で単に「約定」とのみ規定されている場合であっても、原則として「規定制度」も認められると解釈してよい。

ただし、「約定」の方がより安全であると言える。

また、規定制度を制定する場合は、労働契約法4条の定めに従うことが好ましい。

次頁に労働契約法4条に鑑みて北京市天達律師事務所から紹介された社内規定制定方法の例を記載する。

1. 起草

雇用者が規則制度の内容を起草する。

2. 討議

従業員代表大会で討議するか、または全従業員と討議し、方案と意見を提起する。

3. 協議を経て確定

討議の結果を踏まえ、労働組合または従業員代表と協議して確定する。企業に労働組合がある場合には労働組合と協議し、労働組合がない企業では、従業員代表と協議するのが一般的である。十分に意見を聞き、民主的な手続きを踏んで、最終的に雇用者が内容を確定する。

4. 公示

即ち、告知。最終的に確定した規則制度を全従業員に公示する。規則制度は労働契約の一部であり、労働者にとって切実な利益に関わる規則制度や重大な事項については、公示するかまたは労働者に直接告知しなければならない。告知には様々な方式があるが、実務において、企業内に設置された告知欄に掲示するケース、労働契約の付属文書として労働者に渡すケース、従業員ハンドブックの形で全従業員に配布するケースなどがある。

- 前頁で紹介した社内規定制定方法の例は、法的リスクを低くしたい場合の一つの案という認識である。
- 社内規定の制定にあたっては、当然、法令上の要求を満たす必要はあるが、必ずしも前頁に記載された手続を全て行うまでの必要は無いと思われる。
- 法令上、職務発明に関する社内規定を制定する際に、何らかの特別な方法や手続を行うことは要求されていない。各企業で従来から、他の社内規定(就業規則等)の制定又は改正時に採用してきたのと同様の方法をとればよいと思われる。
- いずれにしても微妙な問題ではあるので、社内規定の制定時にはこれらを参考に、専門家に相談していただきたい。

Q3. **特許譲渡時の報奨**に関する質問。

専利法実施細則では、特許譲渡の際の報奨については規定されていない。

しかしながら、地方性法規の中には、特許譲渡の報奨について規定されているものが数多くある。

この場合、「約定」若しくは「規定制度」において、特許譲渡時の報奨を定めるべきか？

A3. 専利法実施細則は「譲渡」についての規定がないものの、契約法326条や科学技術成果実用化促進法29条では第三者への特許譲渡における報奨を規定している。

したがって、特段の事情が無い限り、譲渡時の報奨についても、「約定」若しくは「規定制度」で定めるべきである。

Q4. 北京市專利保護及び促進條例の第39条について質問する。
専利法実施細則では、職務発明者以外への報奨については規定されていない。

しかしながら、当該39条では、自己実施、譲渡、実施許諾に実質的に貢献した専利管理者、技術移転関係者への報奨について規定されている。

この場合、「約定」若しくは「規定制度」において、専利管理者、技術移転関係者への報奨を定めるべきか？

A4. 「専利管理者」とは誰を指すのか？「実質的に貢献した」とはどの程度を指すのか？実務上は難しい問題であるが、結論から言うと、約定等が無い場合に規定された金額が極めて高いので、何らかの形で手当てをした方がよいと思われる。

例えば、「特許管理や技術移転に関する貢献」という業務の評価項目を設けて、通常の給与や賞与に反映させる報奨方法は本条例の要件に合致すると考える。

ただし、この場合、上記の報奨方法に関して、予め当事者と合意書を締結しておくことが好ましい。

第39条 專利權を付与された組織は、規定や約定に基づいて、職務発明創造の発明者、創作者及び専利の実施、譲渡、許諾に実質的に貢献した専利管理者、技術移転関係者に奨励と報酬を給付しなければならない。奨励と報酬は、現金、持分収益又は当事者が約定したその他の方式により給付することができる。

<対応策>

- ・社内就業規則に以下の趣旨の規定を追加する。

『北京市專利保護・促進条例第39条については給与及び/又は賞与の一部として反映させる。』



- ・上記規定を追加した上で入社の際又は契約更改の際の契約書中に社内規則を遵守する旨を明記した一文を入れておく。

- Q5. 北京市専利保護・促進条例の第39条について質問する。
当該条例において「給付金額～は、当事者が法により取り決めるものとする」と規定されているが、「法」とは何法を指すのか？
- A5. 特定の法律を指しているわけではなく、関連する法律および法規を全般を指す。

Q6. 北京市專利保護及び促進条例を例に、**地方性法規の適用範囲**について質問する。次のケースは北京市条例が適用されるか？

■**ケース1**: ①発明者は北京市に登記のある企業(総公司)と労働契約がある。②特許の名義は、当該総公司。③発明者の勤務地は上海の研究所(当該総公司の分公司。子会社ではない。)④発明は上海でなされた(出張等で上海の研究所に来た時に、たまたま発明をなしたわけではない)。

■**ケース2**: 上記ケース1の「北京」と「上海」を入れ替えた場合

A6. ケース1の場合は、両事務所とも「適用される」と回答した。

ケース2の場合は、「適用される」とする事務所と、「適用されない」とする事務所とで見解が分かれた。

なお、北京市条例の第2条は次のとおり規定している。

『第2条 本市の行政区域内における特許の保護、促進及び関連活動は、本条例を適用する。』

Q7. 「広東省自主創新促進条例」の第30条及び「深セン経済特区技術転移条例」の第26条、27条、28条、29条は、「大学、科学研究機構は、・・・」と規定しているが、この規定を一般企業は遵守する必要がないという理解で正しいか？

また、紛争があった場合、深センの裁判所は当該条項を参照して判決を下す可能性はあるか？

A7. 文言に「等」が無く、主体を明確に大学及び科学研究機構に定めた規定であって、一般企業は当該企業の研究所も含め、対象外と考える。

また、紛争があった場合、当該地方性法規以外に参照しなければならない法や法規がいくつもあるので、無いと断言はできないが、一般に深センの裁判所が当該条項を参照する可能性は低いと考える。

Q8. 上海市高級人民法院が定めたガイドラインには、第6条において「約定された奨励と報酬金額が極めて低く、著しく合理的ではないと認められた場合、事件に係る具体的な状況に応じて、その合理的となる奨励と報酬金額を確定すべきである。」とある。この場合、**金額が極めて低く、著しく合理的で無い**とは、どのような場合を言うのか？

(例1) 発明専利1件について、出願時のみに2,500元を一括して支払うという社内規定を制定した場合。

A8. ケースバイケースであり、職務発明が将来どの程度の利益を生み出すかによって判断は異なる。企業にとっては将来の紛争時に対抗できるような規定を設けておくことが好ましい。

職務発明に関する訴訟の多くは、①帰属に関する争い、②約定が無い場合の争い、③約定は有るが約定どおり報奨金が支払われなかった場合の争い、である。

規定制度があって、当該規定制度が合理的でないとは判断された判決は、我々の知る限り存在しない。

Q9. 杭州市專利管理條例では、第11条で「職務発明創造が専利権付与後、発明専利が満2年、実用新案と意匠が満1年内に実施されない場合、発明者または考案者が専利権の所属を変更させない前提のもと、自らの実施を事業単位と約定することができる。」と規定している。

ここで言うところの実施とは、専利法上の実施のみならず、実施許諾も含むのか？

A9. 専利法11条規定の「実施」だけでなく、実施許諾も含む。

この規定に関してのみ言えば、企業は職務発明者と当該事項について約定しなければ問題が発生しないので、約定しないことにつきる。

1. 「約定」や「規定制度」がある限り、地方性法規が問題となる可能性は現時点では低い。
2. したがって、①従業員と個別契約を結ぶ、若しくは、②社内規定を制定する、を速やかに実施すること。
3. 多くの地方性法規で「譲渡」が報奨対象として規定されており、「約定」が無い場合に規定された報奨金額が非常に高額であるため、個別契約や社内規定には「譲渡」を報奨対象として盛り込むべき。
4. リスクを低減したいのであれば、社内規定よりも従業員との個別契約のほうが安全度が高い。

參考資料

2009年10月1日施行

第十六条 被授予专利权的单位应当对职务发明创造的发明人或者设计人给予奖励；

发明创造专利实施后，根据其推广应用的范围和取得的经济效益，对发明人或者设计人给予合理的报酬。

第十六条 特許権を付与された部門は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。

発明創造の特許が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。

2010年2月1日施行

第七十六條 被授予專利權的單位可以與發明人、設計人約定或者在其依法製定的規章制度中規定專利法第十六條規定的獎勵、報酬的方式和數額。

企業、事業單位給予發明人或者設計人的獎勵、報酬，按照國家有關財務、會計制度的規定進行處理。

第七十六條 特許權が付与された単位は專利法第十六條に規定する獎勵、報酬の方式と金額について發明者又は考案者と約定するか、若しくは法に従って制定した規定制度の中で定めることができる。

企業、事業団体が發明者又は考案者に与える獎勵、報酬は国の相關財務、會計制度の規定に基づいて処理する。

2010年2月1日施行

第七十七條 被授予專利權的單位未與發明人、設計人約定也未在其依法製定的規章制度中規定專利法第十六條規定的獎勵的方式和數額的，應當自專利權公告之日起3個月內發給發明人或者設計人獎金。一項發明專利的獎金最低不少於3000元；一項實用新型專利或者外觀設計專利的獎金最低不少於1000元。

由於發明人或者設計人的建議被其所屬單位採納而完成的發明創造，被授予專利權的單位應當從優發給獎金。

第七十七條 特許權が付与された機関は、發明者又は考案者と專利法第十六條に規定する獎勵の方式と金額について約定していない、しかも法に従って制定した規定制度の中で定めていない場合、特許權公告日より3カ月以内に發明者又は考案者に獎金を支給しなければならない。發明特許一件あたりの獎金は3,000元を下回ってはならず、實用新案特許又は意匠特許一件あたりの獎金は1,000元を下回ってはならない。

發明者または考案者の意見が所屬單位に採用されたことにより完成された發明創造については、特許權が付与された單位は、優遇して報奨を支給しなければならない。

2010年2月1日施行

第七十八條 被授予專利權的單位**未與發明人、設計人約定也未在其依法制**
定的規章制度中規定專利法第十六條規定的報酬的方式和數額的，在專利
權有效期限內，**實施**發明創造專利**後**，每年應當從**實施**該項發明或者實用
新型專利的營業利潤中提取**不低於2%**或者從**實施**該項外觀設計專利的營業
利潤中提取**不低於0.2%**，作為報酬給予發明人或者設計人，或者**參照**上述
比例，給予發明人或者設計人**一次性**報酬；被授予專利權的單位**許可**其他
單位或者個人**實施其專利的**，應當從收取的使用費中提取**不低於10%**，作
為報酬給予發明人或者設計人。

第七十八條 特許權が付与された単位は、專利法第十六條に規定する**報酬の**
方式と金額について發明者又は考案者と約定していない、しかも法に従って
制定した規定制度の中で定めていない場合、特許權の有効期限内において
、發明創造の特許が**實施された後**、毎年、同發明または實用新案特許の**實**
施により得られた營業利益の中から2%を下回らない金額、若しくは、当該意
匠特許の**實施により得られた營業利益の中から0.2%を下回らない金額を**、
報酬として發明者または考案者に与え、或いは、上述の比率を参照して、一
括で發明者または考案者に報酬を与えなければならない。

特許權が付与された機關が、その他の機關または個人に**その特許の實施を**
許諾した場合、取得した使用許諾料の**10%を下回らない金額を報酬として發**
明者または考案者に与えなければならない。

1999年10月1日施行

第326条

職務技術成果の使用権、譲渡権が法人又はその他の組織に属する場合、法人又はその他の組織は当該技術成果について技術契約を締結することができる。

法人またはその他の組織は当該**職務技術成果**の**使用権及び譲渡権**より得た**収益に基づき**、当該**技術成果を完成させた個人に**、**一定比率の報奨金を与えなければならない。**

法人またはその他の組織が契約を締結し、職務技術成果を譲渡する場合、職務技術の完成人は同等条件で優先権を有する。

職務技術成果とは、法人またはその他の組織の任務を執行し完成した技術結果、または法人又はその他の組織の物質技術条件を利用し完成した技術成果をいう。

最高人民法院 司法解釈

『技術契約紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈』 [2004年12月16日公布]

技術契約紛争事件を正確に審理するために、「**中華人民共和國契約法**」、「**中華人民共和國専利法**」、「**中華人民共和國民事訴訟法**」等の法律の関係法規に基づき、審理の実践と結びつけ、関連問題について、ここに以下の解釈を定める。

専利権および技術秘密は明確に契約法326条の対象である。

第一条 技術成果とは、科学技術の知識や情報、経験を用いて作り出された製品、技術、材料及びその改良に関する技術考案を指し、**特許、特許出願、技術秘密**、コンピュータソフトウェア、集積回路配置図設計、植物の新種等を含む。技術秘密とは、大衆に知られておらず、商業的価値を具え、且つ権利者が秘密保持措置を行っている技術情報を指す。

1996年10月1日施行

第 29 条 科学技術成果を創造する組織は**その職務科学技術成果を他人に譲渡する場合は、当該組織は当該科学技術成果の譲渡により得た純収入の中から20%を下らない比例額を控除し、当該科学技術成果の創造及び転化に重大な貢献をなした要員に対し奨励を与えなければならない。**

第 30 条 企業・事業組織が独立して研究開発した、又はその他の組織と協力して研究開発した科学技術成果は、**その転化の実施が成功し生産操業を開始した後、当該組織は連続して3年乃至5年間に当該科学技術成果を実施して増加した利潤の留保から5%下らない比例額を控除し、当該科学技術成果の創造及び転化に重大な貢献をなした要員に対し奨励を与えなければならない。**

株式形式を採用する企業は、科学技術成果の研究開発・転化の実施に重大な貢献をなした関係要員に与える報酬又は報奨については、国の関係規定に基づきそれを株式又は出資に換価させることができる。当該株式所有者は所有する株式又は出資比例により収益を享有する。

- 専利法等における規定を超えて職務発明者を保護する職務発明条例の制定が進められている。
- 「職務発明条例草案(送審稿)」では、技術秘密(ノウハウ)を報奨対象として明確に記載。
- 国家知識産権局から過去2回(2012年11月12日と2014年4月1日)公開意見募集され、いずれも中国IPGは中国日本商会名で制定反対を表明。

中華人民共和國立法法

2000年7月1日施行

■第64条(地方性法規の規定事項)

地方性法規は下記の事項について規定することができる。

(1)法律及び行政法規の規定を執行するために、当該行政区域の実際の状況に基づいて具体的規定を制定する必要がある事項

(2)地方性事務に属し、地方性法規を制定する必要がある事項

本法第8条で規定する事項を除くその他事項について国家が法律又は行政法規を制定していない場合、省、自治区、直轄市並びに比較的大きな市は、当該地方の具体的状況及び実際の必要に応じて先に地方性法規を制定することができる。国家が制定した法律又は行政法規の効力が生じた後、地方性法規の法律又は行政法規に抵触する規定は無効となり、制定機関は遅滞なく改正又は廃止を行わなければならない。

■第79条(法律、行政法規の効力)

法律の効力は、行政法規、地方性法規並びに規則に優越する。

行政法規の効力は、地方性法規及び規則に優越する。

■第83条(特別規定及び新規定の優先)

同一の機関が制定した法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例並びに規則の特別規定と一般規定が合致しない場合は特別規定を適用し、新たな規定と古い規定が合致しない場合は新たな規定を適用する。

第4条(労働規則制度)

使用者は、法に従い労働規則制度を確立し、かつこれを完全なものとして、労働者の労働権の享受及び労働義務の履行を保障しなければならない。

使用者は、労働報酬、労働時間、休憩・休日・休暇、労働上の安全衛生、保険及び福利厚生、従業員研修、労働規律並びに労働ノルマ管理等の労働者の切実な利益に直接係わる規則制度又は重大事項を制定し、修正し又は決定する場合には、従業員代表大会又は従業員全体の討論を経て、試案及び意見を出し、労働組合又は従業員代表と平等に協議を行い、これを確定しなければならない。

規則制度及び重要事項決定の実施過程において、労働組合又は従業員が不適切であると判断した場合、使用者に申し出て、協議を通じてこれを修正し改善する権利を有する。

使用者は、労働者の切実な利益に直接係わる規則制度及び重要事項の決定を公示し、又は労働者に告知しなければならない。

END

IPG



中国IPG

事務局 日本貿易振興機構(JETRO)
北京・上海・広州事務所